

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（2号機燃料デブリの試験的取り出し）に係る面談
2. 日時：令和5年10月11日（水）13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、森審査班長、石井安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当15名（うちWeb会議システムによる出席8名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料デブリの試験的取り出し）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 前回技術会合及び面談における指摘事項に対する回答
 - 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し）
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認等を行い、主に以下のコメント等を伝えるとともに、使用前検査に係る事項（検査受検に係る考え方の整理等）については別途検査担当部署も同席の上改めて確認等を行うこととした。

（基準線量率、被ばく線量関係）

- 取り出した燃料デブリをエンクロージャから取り出す際の基準線量率（24mSv/h）の算出根拠について、グローブボックス（以下「GB」という。）内で取り扱う想定量（平均1g、約6mSv/h）及び作業者ごとに算出している想定被ばく量（一人当たり約2～3mSv/回）との関係を整理するとともに、高線量のデブリ等を取り出した場合の作業者の被ばく管理を含めた対応策について資料に示して説明すること。
- GB内で取り扱う想定量（平均1g）について、回収試験結果（最大回収量約2.6g等）や作業回数との関係を整理するとともに、想定量の設定理由としている「後続作業の計画を合理化するため」の具体を資料に示して説明すること。
- 建屋内運搬時の想定被ばく線量について、GB内作業と同様に各作業者の作業内容ごとの被ばく線量等の内訳について資料に示して説明すること。

（閉じ込め関係）

- GBの負圧管理のための警報設定値（50Pa）について、警報発報から手動弁閉操作によるGB隔離までに要する時間中も、GB内が大気圧まで下がらずに負圧管理される根拠について資料に示して説明すること。

(水素発生量関係)

- 評価条件にしている輸送時の燃料デブリ重量として、他の評価等とは異なる値(1.7g)を用いている根拠及び作業フローの注意書きにある「事業所外運搬可能な重量」との関係について資料に示して説明すること。

(容器類の健全性関係)

- 燃料デブリ収納容器類の耐放射線性のしきい値として記載している放射線量(Gy)の意味合い(超過した場合の影響等)及び今回使用する容器類に対して想定される放射線量の評価結果を資料に示して説明すること。

(運搬容器落下対策関係)

- 運搬容器のクレーン吊上げ作業時の落下対策について、固縛用バンドの固定方法やスリングの強度等の落下防止対策の信頼性、落下時の復旧作業等を含めた汚染拡大防止対策や作業者の被ばく影響について資料に示して説明するとともに、作業場所の高さ関係が分かる図面を追加すること。

(放射性廃棄物関係)

- 作業時や作業終了後に発生する廃棄物の一部を野積みで一時保管する点について、東京電力が2028年度までの完了を目標としている瓦礫等の屋外保管の解消との関係について整理の上、資料に示して説明すること。

(評価式等の根拠、評価結果関係)

- 今回追加している水素発生量評価、公衆への放射線影響評価(通常時、機能喪失時)、運搬時の落下による影響評価及びワンド部落下による未臨界状態への影響評価について、評価式・評価方法の引用・出典元、評価条件の根拠・適切性等の具体を整理の上、資料に示して説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料:

- 指摘事項回答
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について(2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し)

以上